



支庁の風

東京文化財ウィーク2018「企画事業」



〈蒼海わたる人々 ～考古学から見た八丈島と東京の島々～〉の開催について

東京都埋蔵文化財センターと八丈町教育委員会、東京都教育庁八丈出張所の共催で開催されるこの催しは、「考古学から見た八丈島と東京の島々」をテーマに東京都埋蔵文化財センター職員による講演と解説を聞きながら「埋蔵文化財に触ってみよう！」体験を行います。

日時 11月23日(金・祝) 午後2時から4時まで
会場 八丈町商工会 研修室(八丈町役場 1階)
料金 無料
*詳しくは東京都教育庁八丈出張所HPをご覧ください。



貴重な講演会です。ぜひご参加ください。

教育庁八丈出張所 2-0742

末吉自治会の花植え活動が大臣表彰を受けました！



表彰の授賞式

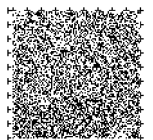


活動メンバーの皆さん

末吉自治会では、平成15年から都の「ふれあいロードプログラム活動」に参加し、旧末吉小学校前の都道で、季節ごとにきれいな草花を植えるなど、毎年継続して美しい道路景観の創出にご協力いただいています。

平成27年の建設局長賞に引き続き、今回、国土交通大臣賞(道路功労者)を受賞されました。また、受賞式後の活動報告の講演の中で、活動中心メンバーの沖山慶孝さんより、雑草と闘いながらの花植えの苦労話とともに、末吉地区の地域おこしの取り組み状況や八丈島の観光PRについてもお話ししていただきました。

土木課管理担当 2-1114



百歳訪問 —長寿のお祝い—

東京都では、今年度中に百歳を迎えられる方に対し、長寿を祝福し知事の祝状及び記念品を贈呈する百歳訪問事業を行っています。

今年度も9月18日、大正7年4月1日から大正8年3月31日までに出生された小澤登美子さん、菊池敏子さん、奥山ソネさん、石井タネコさんの四名の方へ、知事名の祝状と記念品（江戸伝統工芸）並びに内閣総理大臣名の祝状及び記念品（銀杯）が、岡本支庁長から贈呈されました。おめでとうございます。

総務課福祉担当 2-1112

第42回牛祭りが開催されました

8月10日に、青ヶ島村で第42回牛祭りが開催されました。今年は、前日に接近した台風13号の影響で開催が危ぶまれましたが、無事開催され、島内外の来場者でにぎわいました。

また、当日は朝から強い雨が降ったため、和牛共進会（和牛の品評会のことです）は中止になりましたが、例年どおり、農林水産物や花き園芸品、加工品、手工芸品の花卉園芸品評会が行われました。花き園芸品の部門では、島の基幹作物であるフェニックス・ロベレニーやキキョウランなどの切葉等が出品され、各部門の最優秀出品物には東京都八丈支庁長賞、東京都島しょ農林水産総合センター所長賞等が授与されました。

今年は、悪天候のため前夜祭の花火の打ち上げも中止になりましたが、本祭当日は午後からお天気も回復し、還住太鼓の演奏や、90kgほどの丸石を肩まで持ち上げる力自慢、全員参加の島踊りなど、盛りだくさんのイベントが行われ、熱気が冷めやらない中で大盛況のうちに牛祭りは終了しました。

産業課農務担当 2-4514



支庁長挨拶（代理人）




品評会で出品された切葉類

東京都地域特産品認証事業について



（Eマーク）

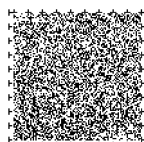
東京都は、都内産の食品などを審査・認証し、PRする事業（東京都地域特産品認証事業）を進めています。都内産の原材料を使用している加工食品や東京の伝統的な手法など生産方法に特徴があると認められる食品のうち、東京都の審査を通過すると、その証として「Eマーク」が食品のパッケージに貼付されます。八丈島、青ヶ島の認証食品は、下表のとおりです。

八丈島・青ヶ島の認証食品	認証食品生産者	問合せ先	 QRコード
焼くさや瓶詰（味付） 外4点	マルタ水産加工場	2-0348	
飛魚くさや 外6点	ヤマサ水産 長田商店	2-1037	
明日葉ふわふわ削り節 外2点	有限会社 あしたば加工工場	2-3181	
ひんぎゃの塩 外1点	株式会社 青ヶ島製塩事業所	9-0241	

「Eマーク」がついた食品は、東京都のホームページやガイドブック、イベント等でPRされるほか、「TOKYO イシナ展示商談会」への出展ができ、販路開拓も期待できます。

認証する食品は、年間を通して募集中です。ご自慢の商品について認証をお考えの方は、産業労働局農林水産部食料安全課（03-5320-4880）へお問い合わせください。

産業課商工担当 2-1113



「空の日」イベントの開催報告

平成30年9月29日（土）、八丈島空港「空の日」イベントを開催しました。

今年は、台風等の影響によりヘリコプター等の地上展示・空港内自転車ツアーが中止となりましたが、空港の駐機場には、八丈島警察署のパトカー・白バイや八丈島空港消防所の化学消防車、空港で働く車などが展示され、大変賑わいました。

東邦航空の格納庫では、こども紙飛行機大会が行われ、ANA機長による航空教室、ANAキッズマーシャリング体験、ANAキッズ制服写真撮影も行いました。



ANAキッズマーシャリング体験



白バイ隊によるスラローム走行

航空機の到着時には、化学消防車による放水アーチや八丈島警察署白バイ隊によるスラローム走行も行いました。

さらには、空の日ワンコインランチ・大道芸人パフォーマンス・北海道物産展も開催され、大いに盛り上がりました。

私たち空港に携わる職員は、空港をご利用される「お客さまの安全・安心」を第一に業務を行っています。今後とも、より身近で親しみのある空港運営に努めてまいりますので、皆様方のご理解・ご協力の程、宜しくお願いたします。

八丈島空港 空の日実行委員会 2-0163

狩猟期間のお知らせ

11月15日（木）から来年2月15日（金）まで狩猟期間となっています。

この期間中は、狩猟者が山に入って狩猟を行います。

支庁では、狩猟を安全に行うよう狩猟者へ事故防止について指導していますが、より一層の安全確保のため、登山道以外に立ち入らないようご注意ください。

産業課林務担当 2-1113

東京都 母子及び父子福祉資金・女性福祉資金の貸付

東京都ではひとり親家庭等の方や配偶者のいない女性に対し、修学・就職・転宅等、目的により必要な額を各資金の限度額内でお貸ししています。貸付は自立につながり、償還（返済）の計画が立てられる方が対象です。ご相談・お申込みにつきましては、八丈支庁福祉担当にお問い合わせください。

総務課福祉担当 2-1112

母子及び父子福祉資金

○対象者：都内に6カ月以上お住まいの母子家庭の母又は父子家庭の父等で20歳未満のお子さん等を扶養している方

女性福祉資金

○対象者：都内に6カ月以上お住まいの配偶者がいない女性で、次のいずれかに該当する方

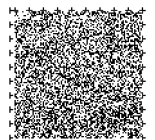
- (1) 親・子・兄弟姉妹等を扶養している方（所得制限なし）
- (2) 年間所得が2,036,000円以下で、かつて母子家庭の母として20歳未満の子を扶養したことがある方又は婚姻歴のある40歳以上の方



12月は「オール東京滞納STOP強化月間」です

都と区市町村では、「滞納はさせない 放置しない 逃がさない」の共通理念のもと、徴収対策に連携して取り組んでいます。12月を「オール東京滞納STOP強化月間」と位置づけ、徴収対策を強化します。

総務課税務担当 2-4511



「身近な場所で野鳥の死がいを見つけたら」

大陸からの渡り鳥が島内でも見られる季節になりました。死亡した野鳥を見つけたら、次のことにお気をつけ下さい。

野鳥は様々な原因で死亡します

野鳥は、環境の変化や餌がとれないなど、様々な原因で死亡します。野鳥が死んでいても、直ちに鳥インフルエンザを疑う必要はありません。

死亡した野鳥は素手で触らないで下さい

野鳥は鳥インフルエンザ以外にも様々な細菌や寄生虫をもっていますので、日常においては、野鳥への過度な接触や、餌やりは控え、糞尿には直接触れないよう心がけて下さい。

鳥インフルエンザへの感染について

もしも野鳥が死んでいた場合でも、高病原性鳥インフルエンザによるものである可能性は極めて低いといえます。多数の野鳥が一度に死んでいる状況でなければ、野鳥の死がいは素手で触れないようにして土に埋めてあげるか、ビニール袋に入れてきちんと封をして、一般ゴミとして処分して下さい。

同じ場所でたくさんの鳥が死亡していたら、下記までご連絡下さい。

産業課林務担当 2-1113



八丈ビジターセンター行事予定表

11/4 (日)	シダ植物観察会 (北限のヘゴを訪ねて)
11/11 (日)	植物公園季節調査会
11/24 (土)	八丈学講座「ひっつき虫を調べよう」
12/9 (日)	植物公園季節調査会
12/16 (日)	リースを作ろう
12/22 (土)	八丈学講座「東里散歩」
12/29 (土) ~ 12/31 (月)	体験八丈太鼓



たまには気分を変えて、芝生でのんびり読書でもいかがでしょうか。

詳細は、八丈ビジターセンター (2-4811) まで

竹木の伐採等の際は自然公園法の手続きにご注意ください！

最近、民有地において、自然公園法の手続きを行わないまま、竹木の伐採や、土地の形状変更を行うという事案が発生しました。自然公園法は、公有地だけでなく民有地も対象となります。竹木の伐採、土地の形状変更等の行為については、自然公園法の特別地域等では事前の申請等が必要となります。手続きを行わない場合は、罰則の対象となります。

こうした行為については、事前に自然公園法の対象地域内であるか、申請等の必要な行為であるかを、支庁にお問い合わせください。ご協力をよろしくお願いいたします。

※自然公園法の特別地域は、集落から外れた山林等が中心となります。

詳細については八丈支庁HP「八丈島の自然保護」を参照して下さい。

(<http://www.soumu.metro.tokyo.jp/09hatijou/c/c-sizen.html>)

土木課管理担当 2-1114

発行 東京都八丈支庁総務課

〒100-1492 東京都八丈島八丈町大賀郷2466-2

電話 04996-2-1111 FAX 04996-2-3601

八丈支庁のホームページ <http://www.soumu.metro.tokyo.jp/09hatijou/index.html>

印刷番号30(1)

